

議第123号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「同条第7項各号」を「同条第8項各号」に改める。

第13条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。